

みどりと水の施策の概要

現 状

かつての練馬区は、河川(石神井川、白子川、田柄川など)沿いに水田が開かれ、台地上を畑地として利用し、台地と河川の境にあたる斜面(河岸段丘面)には樹林が分布していました。このように地形と密接に関連した土地利用が行われるとともに、屋敷林や雑木林など、生活や農業生産と結びついたみどりが形づくられていました。しかし現在は、雑木林や農地は減少し、住宅としての土地利用がほとんどとなっています。また練馬区内に流れる2つの河川や池・湧水などの水辺は、現在でも私達の暮らしの中でも身近な存在です。かつて汚濁の著しかった石神井川と白子川も、工場・事業所に対する排水規制や公共下水道の普及などにより、平常時の水質は大幅に改善され、場所によっては水草が生え、魚類をはじめとしたさまざまな水辺の生きものが見られるようになってきています。

今後の課題

練馬区では平成18年に今のこどもたちが大人になって活躍する概ね30年後に、緑被率を30%とすることを目指し、区が先導し区民・事業者と協働しながら、みどりを守り増やしていくための取組として「みどり30推進計画」を策定し、民有の樹林地の保全などに努めてきました。

しかし、区内のみどりの約78%にあたる民有のみどり、特に農地については今後も減少していくことが懸念されます。

一方、区内を流れる2つの河川は、かつて水害対策のため大部分が垂直護岸とコンクリート河床に改修がなされ、水辺の生きものにとっては生息しにくい環境になっていました。最近では河川の改修工事に伴い、水辺の生きものが生息・繁殖でき、人々がそれらの生きものとふれあい憩える水辺環境を再び取り戻すための「多自然川づくり」が徐々に進められています。ただし、郊外を流れる河川と異なり、自由に水辺に近づくことができない欠点もあります。

区民がみどりや水辺、生きもの大切さに関心を持ち、守り育てていくことを意識できる取組を進めていくことが重要です。

みどりと水の施策の主な取組

(1) 樹林等の保全

区内に残る貴重なみどりを保護するために、地上 1.5m の高さの位置の幹の直径が 50cm 以上の樹木を「保護樹木」として指定しています。また面積が 300 m² 以上のまとまった樹林を「保護樹林」として指定しています。その貴重な樹林の保全を図りながら区民の憩える場として、土地所有者からお借りし、開放している「憩いの森 (1,000 m² 以上)」と「街かどの森 (300 m² 以上 1,000 m² 未満)」があります。

平成 24 年 4 月 1 日現在、43 か所の憩いの森と 6 か所の街かどの森があります。

(2) 練馬みどりの葉っぱい基金

練馬のみどりを愛し育む「練馬みどりの葉っぱい基金」の積立額が平成 24 年 3 月には約 6 億 7 千万円になりました。

また、より多くの区民にみどりのファンになっていただけるよう「ぴいちゃんファンクラブ」を立ち上げ、平成 24 年 6 月 1 日から会員の募集を開始しました。

(3) みどりのカーテンの P R

地球温暖化対策の P R のため、本庁舎低層棟（西側と南側）において、ヘチマやアサガオによる「みどりのカーテン」を設置しました。みどりのカーテンの表面と裏側で 3 度の気温差が測定されました。

(4) 河川の水質調査

河川の水質を継続的に監視する水質調査を行いました。その結果、平常時の河川では環境基準値を満たしていることが確認されました。また、水生生物調査を行い、希少種であるホトケドジョウを始めとする多数の水生生物の生息状況を把握しました。